

身延町行政情報配信システム構築業務 実施要領

1. 業務の目的

本業務は、急速に少子高齢化が進む中、大規模災害被災時の情報弱者に対する情報伝達が大きな課題となっており、現在運用する防災無線と連動させたスマートフォンアプリを整備し、災害情報のプッシュ通知や防災以外の暮らしに関する情報など町が発信する様々な情報を文字、画像、音声を使って住民に届けるネットワークシステムを構築することを目的とする。また、今回構築するスマートフォンアプリを行政サービスプラットフォームとして拡張、順次機能拡大していくことで、将来様々な課題や住民のニーズに的確に対応し、地域特性や地域資源を生かし、住民と行政が連携し、分担して個性的で元気なまちづくり実現を目指します。

身延町行政情報配信システム構築にあたっては、価格のみでなく事業者の専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を総合的に判断し、最適な事業者と契約する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2. 概要

- (1) 業務名 身延町行政情報配信システム構築業務
- (2) 内容 「身延町行政情報配信システム構築業務 仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 構築業務：契約締結日から令和7年3月21日まで
保守業務：運用開始日から令和12年3月31日まで

3. 事業費限度額

システム構築業務 15,428,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。

4. 企画提案者の決定方法

広く多くの者から事業に対する企画提案を募り、事業を履行するうえで最も適切な随意契約の相手方となる契約候補者を決定する。「公募型プロポーザル方式」とする。

5. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 山梨県市町村総合事務組合による競争入札参加資格定期審査（令和6年度）を受けて身延町入札参加資格者名簿に登録されているもので、身延町物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱（平成26年身延町訓令第4号）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立て又は、商法に基づく会社整理の申し立てがなされていないこと。

- (4) 身延町暴力団排除条例第2条第1号、第2号、第3号に該当しない者。
- (5) 国税、地方税を滞納していない者。
- (6) 導入予定のシステムと同じシステムの導入実績が全国で20自治体以上、また山梨県内で1自治体以上あること。なお、実績を証する書類のコピーについては、参加申込書提出時に、当町へ提示すること。同じシステムとは、仕様書の以下項目を満たしているものとする。
 - 8. 行政情報配信ソフトウェア
 - 9. 構築等業務
 - 10. 運用・保守業務
- (7) JIS Q 27001、および JIS Q27017 又は ISO/IEC 27001、および ISO/IEC27017 に基づく認証を取得していること。

6. スケジュール

- (1) 要領公表……………令和6年5月1日(水)
 - (2) 質問の受付締切……………令和6年5月10日(金)
 - (3) 質問に対する最終回答……………令和6年5月14日(火)
 - (4) 参加意向申請書提出期限……………令和6年5月17日(金)
 - (5) 資格確認結果および提案要請の通知……………令和6年5月20日(月)
 - (6) 企画提案書等各書類提出期限……………令和6年5月27日(月)
 - (7) ヒアリング審査(プレゼンテーション) ……令和6年5月30日(木)
 - (8) 最終審査結果の通知……………ヒアリング審査後1週間以内
 - (9) 契約締結……………令和6年6月上旬(予定)
- ※システム仮運用(職員等向け)は、令和7年1月頃を予定。

7. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - (ア) 提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時00分
 - (イ) 提出書類 公募内容に関する質問書【別紙】
 - (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること
- (2) 質問への回答
 - (ア) 回答期限 令和6年5月14日(火)午後5時00分
 - (イ) 回答方法 町公式ホームページ上で回答を掲載する。

8. 提案意向申請書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月17日(金)午後5時00分
- (2) 提出書類と提出部数
 - (ア) 提案意向申請書【様式第1号】 1部

- (イ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書） 1部
 ※原本の写し可、申請日前から3か月以内に発行されたもの
- (ウ) 納税証明書（その3の3「法人税」と「消費税及地方消費税」について未納税額のない照
 用） 1部
 ※原本の写し可、申請日前から3か月以内に発行されたもの
- (エ) 会社概要 正本1部、副本1部
- (オ) 業務実績調書 正本1部、副本1部
- (カ) 業務実績調書に記載した導入実績および直近の運用実績を証する書類の写し 1部

(3) 提出方法 持参

9. 資格確認結果および企画提案要請書の通知

資格確認の結果は、令和6年5月20日（月）までに本町から応募者に電話またはメールで通知します。

また、資格が確認された場合は併せて企画提案要請を行います。

10. 企画提案書等各種書類の提出

(1) 提出期限 令和6年5月23日（木）午後5時00分

(2) 提出書類と提出部数

(ア) 企画提案書【任意様式】 正本1部、副本 7部

(イ) 見積書【任意様式】 正本1部、副本 7部

※任意様式の書類サイズは、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とする。

上記（ア）～（イ）の電子データ（CD-R等）を1部提出すること。

(3) 提出方法 持参

(4) 企画提案書の構成について

1	会社情報	会社概要について記述すること。
2	事業実施計画	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール
3	サーバーとセキュリティに関すること	サーバーとセキュリティに関する提案を記述する。
4	ネットワーク環境に関すること	以下の内容について記述すること。 ① 情報配信・管理用パソコンのネットワーク環境

5	行政情報配信ソフトウェアに関すること	以下の内容について記述すること。 ① ソフトウェア構成 ② サーバー要件 ③ ソフトウェアライセンス要件 ④ スマホアプリ要件 ⑤ 配信アプリ要件 ⑥ お知らせ配信機能 ⑦ 緊急モード機能 ⑧ メニュー機能 ⑨ 防災行政無線との連携機能
6	導入説明会に関すること	配信者に対する説明会について、記述すること。
7	運用・保守業務に関すること	運用・保守業務について、記述すること。
8	導入実績に関すること	導入実績について記述すること。
9	独自提案	他自治体の最新動向や、効果的な情報発信のあり方など、専門的な立場から仕様書の内容以外であっても、本町に最適な独自提案を記述すること。
10	将来性・拡張性	本業務には含まれないが、今後の技術革新などに注視し、導入するシステムの将来性や、拡張性を記述すること。

(5) 見積書について（任意様式）

初期構築費および令和6年度にかかる運用保守費、令和7年度から令和11年度にかかる年間の運用保守費総額および内訳がわかる見積書（代表者印を押印すること）を提出すること。また、見積書には、消費税および地方消費税相当額をわかるように表記すること。なお、初期構築費、運用保守費の見積りは、別々に作成し提出すること。

(6) 参加を辞退する場合

企画提案要請をされた応募者が、以降の参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日までに参加辞退届【任意様式】を持参または郵送で提出すること。

11. 審査等

提出された書類の審査は、身延町行政情報配信システム構築業務選定委員会が行い、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

(1) 書類審査

参加申込書等を元に、応募者の企画提案書、業務実績、見積額等について評価する。

(2) ヒアリング審査

提出した企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し評価する。

(ア) 実施日（予定） 令和6年5月30日（木）

(イ) 時間配分 1 候補者 30分程度（プレゼンテーション 20分、質疑応答 10分）

(ウ) 実施場所 身延町中富総合会館 2階（身延町役場敷地内）

AB 会議室

(エ) 使用機材 スクリーン・プロジェクター・HDMI ケーブルは本町が準備する。

(2) 審査結果の通知

ヒアリング審査終了後、一週間以内に全参加者に対し、審査結果を電子メールにより通知する。

12. 契約締結

(1) 契約締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、契約にあたっては、選定した受託候補者と協議を行い、提案内容を基本にシステム機能と運用・保守を含めた全ての内容を再確認し、標準機能、追加カスタマイズする機能などを明確化するとともに、必要により仕様の修正・追加を行うものとする。したがって、委託候補者の選定をもって、提案内容を承認するものではない。

企画提案に虚偽等が判明した場合、企画提案が契約に反映されない場合、又は協議が整わなかった場合は、次点の候補者との協議を開始する。

(2) 事業の継続が困難になった場合の措置

(ア) 委託先等の責めに帰すべき事由の場合

委託先等の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合は、町が契約の取り消しをすることができる。

(イ) その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、委託先等の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業の継続の可否等について協議する。

(3) 事業の履行にあたり疑義が生じた場合の措置

契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、町と受託先等は誠意をもって協議する。

13. その他

- (1) 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- (2) 評価点が最も高い者、且つ評価点が合計点の6割以上の者を受託候補者として選定するものとする。但し、最高得点者が2提案者以上になった場合は、選定委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、選定委員の協議により受託候補者とするか決定する。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに参加するための一切の経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず町の所有とし、組織内でコピー・配布を行う場合がある。
- (6) 町から提示した本プロポーザルに関する資料を、本事業への企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (7) 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

14. 提出・問い合わせ先

身延町役場 交通防災課

住 所 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350

T E L 0556-42-4809

F A X 0556-42-2127

E-mail bousai@town.minobu.lg.jp

■評価ポイント

項目	ポイント
①初期導入	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様決定までの柔軟な対応が可能か ・職員の工数を減らす工夫があるか
②自治体運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な運用が可能か ・職員の工数を減らす工夫があるか ・現状把握/分析が可能な仕組みがあるか
③システム運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害時、不具合時の対応が明確か ・修理、復旧までの時間短縮が可能か
④システム安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・安定稼働可能なサーバ構成か ・十分な導入実績があるか ・十分な稼働実績があるか
⑤災害時の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が確実に配信、伝達される工夫があるか ・通信が途絶えた(もしくは混線した)際にも使える機能があるか ・緊急度を伝える工夫があるか
⑥アプリの使いやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー目線に立った使いやすさの工夫がされているか ・情報配信以外にも日常使いできる便利な機能を備えているか
⑦拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時、災害時を問わず利活用できるサービスメニューを揃えているか ・オプション機器、機能を有しているか ・機能やサービスメニューの追加が柔軟に可能か ・様々なシステムとの連携が柔軟に可能か ・様々な機器、通信への対応が柔軟に可能か
⑧取り組み姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性、信頼性はあるか
⑨価格妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案する価格に妥当性はあるか